# 会社を元気にしたい経営者のみなさんへ



# とちぎ健康経営事業所を目指しませんか?

栃木県では、健康長寿社会の実現を目指し、従業員等の健康づくりに取り組む 事業所を「とちぎ健康経営事業所」として認定しています。

「健康経営®」\*とは、従業員等の健康保持・増進への取組を生産性や企業価値の向上につながる経営投資と捉えて実践することです。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 健康経営の効果

#### 生産性向上

- 欠勤率の低下
- ●業務効率の向上



#### 負担軽減

- 医療費の軽減
- ●健康保険料負担の抑制



#### イメージ向上

- ●優秀な人材の確保
- ●社内外のイメージ向上



#### リスクマネジメント

- ●離職率の低下
- 労働災害等の発生予防



# 健康経営に取り組んでみよう!

1

職場の 健康課題を みつける [2

健康宣言をする

例:協会けんぽ等に 由請

**-3** 

課題に応じた 健康づくりを 実践 4

取り組んだ 内容を ふりかえる

認定制度に



#### 例1

好事例を 知る



#### 例2

健康長寿とちぎづくり推進県民会議 会員に登録して、できることからスタート!





# とちぎ健康経営事業所に認定されると、こんなメリットが!

- ■認定証が交付される
- ■認定事業所として公表される
- ■ロゴマークが使用できる
- ■優秀な取組は健康長寿とちぎづくり表彰で 表彰される
- ■栃木県建設工事入札参加資格における 技術評価点数の加点
- ■栃木県信用保証協会の保証料率の割引
- ■ハローワークの求人票等への記載
- ■とちまる就活アプリでの求職者へのPR など

栃木県・全国健康保険協会(協会けんぽ)栃木支部・健康保険組合連合会栃木連合会

#### 認定制度の概要

○実 施 主 体 栃木県・全国健康保険協会(協会けんぽ)栃木支部・健康保険組合連合会栃木連合会

○対象事業所 栃木県内に事業の拠点を有し、別に定める認定基準を満たす事業所

○認定期間 認定の日から3年間

○申請書提出先 加入保険者により提出先が異なります。詳細は下記をご覧ください。

> 申請受付期間は、例年4月から5月の2ヶ月間です。 詳細は『健康長寿とちぎWEB』で確認してください。 認定日は8月頃を予定しています。



#### 申請方法

健康長寿とちぎWEBから、「とちぎ健康経営事業所認定申請書(様式1)」等を ダウンロードいただき、必要書類を添付の上、下記の宛先へ提出してください。

○申請書等のダウンロード



「健康長寿とちぎWEB>とちぎ健康経営事業所認定制度について」 健康長寿とちぎWEB Q 検索 ▼



http://www.kenko-choju.tochigi.jp/contents/page.php?id=107

## 認定の流れ

加入保険者により、認定の流れが異なります。

協会けんぽ栃木支部 健保組合加入事業所 その他の事業所 (健保連栃木連合会会員組合) 加入事業所 認定申請書の作成 健保組合へ申請 協会けんぽ 栃木県へ申請 栃木支部へ申請 健保連栃木連合会へ申請 認定基準に基づき、認定申請書を審査

## 事業所の認定

申請書提出先・問い合わせ先			
事 業 所	申請書提出先・問い合わせ先	住 所	電話番号
協会けんぽ栃木支部加入事業所	協会けんぽ栃木支部 企画総務グループ	〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階	028-616-1692
健保組合加入事業所 (健保連栃木連合会会員組合)	健康保険組合連合会 栃木連合会 (健康保険組合経由)	〒320-0033 宇都宮市本町10-3 TSビル4階北	028-612-6910
その他の事業所	栃木県保健福祉部健康増進課 健康長寿推進班	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁本館5階	028-623-3094